

たかしま

Takashima City
Public Relations

広報

2017

平成 29 年

6

月号

No. 209

主な
内容

特集1 探してみよう図書館のたのしみ方 …… ②

特集2 高島市空家等対策計画を策定しました …… ⑥



七川祭

毎年5月4日
に大荒比古神社で
行われる、湖西随一
の馬祭りです。この日
に奉納される「奴振り」は
昭和33年11月7日に滋賀県
選択無形民俗文化財として指定を
受けました。見どころの一つである、
馬場を勢いよく駆け上がり射抜く
「流鏝馬（やぶさめ）」は圧巻です。

高島市公式

フェイスブック
Facebook

Instagram

をはじめました

こちらの名前でそれぞれ検索してご登録をお願いします。

・Facebook「あっと高島」 ・Instagram「takashima city #たかP写真館」



たかP

無料アプリ「マチイロ」で広報たかしまが読めます！

「広報たかしま」はスマートフォンアプリ「マチイロ」でも配信しています。
スマートフォン等から当アプリをダウンロードしてお使いください。

マチイロ

検索

※アプリのダウンロードは無料ですが、
通信費は利用者のご負担になります。

探してみよう

図書館のたのしみ方

岡安曇川図書館 ☎(32) 4711
岡今津図書館 ☎(22) 3827

高島市は、図書館資料の「個人貸し出し件数」が、なんと**全国1位**（二人当たり13.7冊）。多くの方に利用いただいている図書館は、地域ごとの特色や利用しやすい空間づくりなど、さまざま工夫を凝らしています。

※平成27年度の人口5万人以上6万人未満の市における利用状況

はじめの一步
まずは来てみて、
使ってみて！

図書館は
何のためにあるの？

皆さんが知りたいことを知り、学びたいことを学び、そして日々の暮らしに役立つようお手伝いするのが図書館の役割です。大人も子どもも、すべての人が分け隔てなく利用できるよう、公立図書館は無料となっています。また、安心してご利用いただくために、利用される方の秘密は必ず守ります。



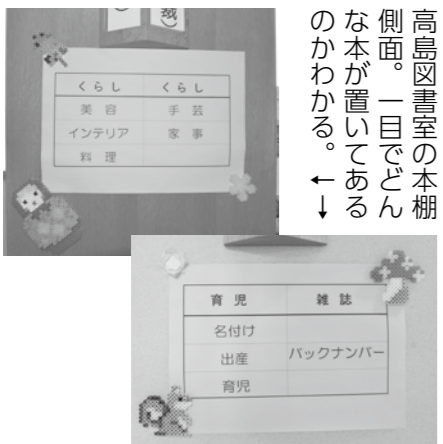
探してみよう



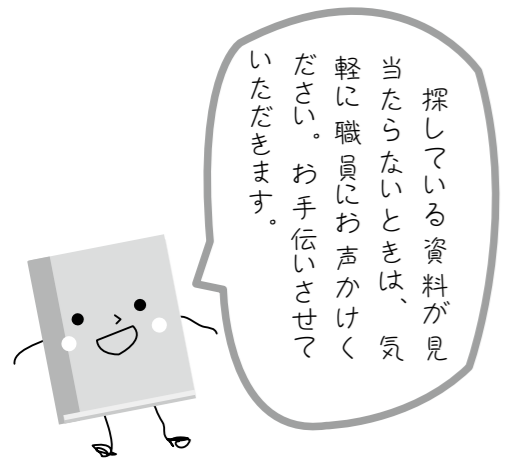
図書館では、分野ごとに資料が置かれています。それぞれの本棚にどんなものがあるか、実際に見てみるのも面白いと思います。小説などの読みものだけでなく、料理や趣味の本など、いろんな種類の本などがあり、各コーナーごとに分野に合う空間づくりを行っています。

困ったときに役立つ本も！

「病院の検査結果の値について調べたい」「赤ちゃんの夜泣きがひどいので、解決策を見つけない」「起業するのに参考になる本が読みたい」「夏休みの自由研究を何にしようか迷っている」。こういった疑問や問題に直面した場合にも、図書館の資料を使って解決策を調べることができます。



高島図書室の本棚側面。一目でどんな本が置いてあるかわかる。→



■高島市立図書館 URL
<https://lib.city.takashima.shiga.jp>

■高島市立図書館 QR コード



館内の検索用パソコンやご自宅のパソコンなどを使って、図書館のホームページから資料を検索することもできます。

○ホームページで検索
（事前にパスワード登録が必要です）

- ・本の予約や予約状況の確認、取り消し
- ・借りている本の返却期限の確認や延長手続き
- ・登録メールアドレスなどの変更

このほかにもできることがたくさんありますので、ぜひ一度ホームページをご確認ください。

高島市の図書館



今津図書館

今津町舟橋二丁目3番地1
☎(22) 3827

■開館時間 10時～19時
（土曜日のみ21時まで）
■休館日 水曜日・木曜日



ラウンジでゆったり♪



マキノ図書館

マキノ町
蛭口260番地1
☎(27) 0350

■開館時間 10時～18時
■休館日 月曜日・火曜日



静寂の中で本とともに

おはなしサークルすい〜とぼてと連続講座 「はじめてみませんか？おはなし会」

地域の子どもたちに、絵本や紙芝居を読んであげたい。そんな方におすすめの講座です。まずは、入門編からいかがですか？

入門編（全2回）

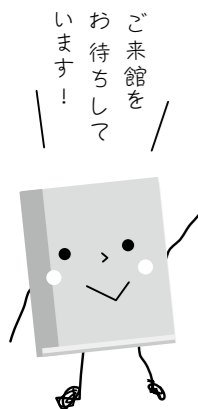
▼日時 ①7月2日 14時～15時
②7月9日 14時～15時
または14日 19時30分～20時30分
※2回目はどちらかの日をお選びください。

▼内容 ①絵本、紙芝居の持ち方などの基本
②どんな絵本や紙芝居を選べばいいの？

▼募集期間 6月1日～30日

▼申込先 安曇川図書館 ☎(32)4711

☆ステップアップの初級編（全2回）は、10月に予定しています。こちらは実技中心です。



○おはなし会

地域のおはなしボランティアサークルのご協力を得て、絵本やむかし話の読み聞かせを行います。

○工作教室

身近な材料を使った工作教室。楽しみながら道具の使い方を覚えたり本に親しむきっかけにもなります。

○ブックスタート

4か月児と1歳児を対象に、職員やボランティアが絵本を読み、終了後絵本を手渡しする取り組みです。

○地域史講座

専門の講師による、高島市に関心を持っていただくための機会とした講座。テーマに関連する本も紹介し、図書館を活用してさらに知識を深めていただくよう、期待しています。



図書館の職員に お尋ねください

本のことわからぬことがあれば、「司書」に相談してみよう。職員の間でも「司書」は本と人とを結びつける専門家です。内容は覚えていけるけど、タイトルを忘れたときや、どんな本を読んだらいいか悩んだときなど、遠慮せずに声をかけてください。そのほかの調べもののご相談にも応じます。ぜひ、お気軽に立ち寄り、楽しんでみてください。

借りてみよう

借りたい資料が見つかったら、利用カードと一緒にカウンターまでお持ちください。貸し出し手続きを行います。



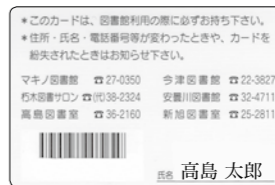
■貸し出し資料の点数と期間

資料の種類	点数	期間
図書・雑誌・紙芝居	個人一人につき 30冊	2週間
CD・ビデオ・DVD	個人一人につき 5点	1週間

※貸出点数は市内6館（室）の合計数です。



→利用カード（裏面）



利用カードを作ろう

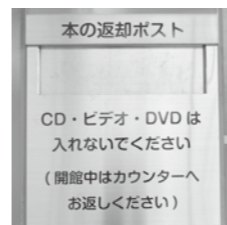


図書館はさまざまな資料を豊富にそろえています。本はもちろんのこと、CDやDVDといった視聴覚資料もあります。これらを借りるには、図書館の利用カードが必要です。まだお持ちでない方はまず利用カードを作りましょう。
高島市内にお住まいか、通勤・通学をされている方なら誰でも無料で作成できます。
ご希望の方は、免許証・保険証などの身分証明書を持って、お近くの図書館へお越しください。

市内の図書館なら どこでも返却できます

市内の図書館（室）で借りた本は、市内の図書館（室）ならどこでも返却することができます。閉館中は「ブックポスト」でも返却が可能です。ただし、CDやDVDなどの視聴覚資料は、破損の恐れがありますので、閉館時間中に直接カウンターまで返却をお願いします。

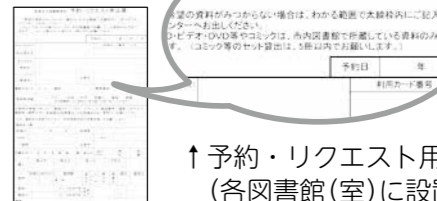
→新旭図書館にある返却ポスト



予約・リクエストしてみよう

資料が貸出中の時や市内の他館（室）にある場合は、予約することができます。その際、資料をご希望の館（室）で受け取ることができます。また、読みたい本が市内にない場合は、他の図書館（県立図書館等）から取り寄せることができる場合があります。詳しくは職員にお尋ねください。

高島市立図書館 予約・リクエスト申込書



↑予約・リクエスト用紙（各図書館（室）に設置）



高島図書館

高島市勝野670番地
アイリッシュパーク2階
☎(36)2160



■開館時間 10時～18時
■休館日 月曜日・火曜日

ホールから聞こえる音楽とともに



朽木図書サロン

高島市朽木市場792番地
☎(38)2324



■開館時間 10時～18時
■休館日 月曜日・火曜日

自然の中で読書三昧♪



安曇川図書館

安曇川町青柳1173番地
☎(32)4711



■開館時間 10時～19時
（金曜日のみ21時まで）
■休館日 月曜日・火曜日

工夫溢れるコーナー作り



新旭図書館

新旭町旭1丁目10番地1
高島市観光物産プラザ3階
☎(25)2811



■開館時間 10時～18時
■休館日 月曜日・火曜日

パンダ館長がお出迎え

市内の空家等の実態

計画の策定にあたり、市内の空家等の実態を把握するため、外観目視による空家等実態調査を実施しました。その内訳は、次のとおりです。(H28年)

空家等ランク	空家等件数	具体的内容
A	216件	おおむね築20年以内、大きな修繕なしで再利用可
B	647件	おおむね築20～35年、一部の修繕で再利用可
C	613件	おおむね築35年以上、大きな修繕が必要
D	164件	周囲に悪影響を及ぼしている(倒壊危険小)
E	49件	周囲に悪影響を及ぼしている(倒壊危険大)
合計	1,689件	



住宅数(H28年)
約2万8千棟を基に算出

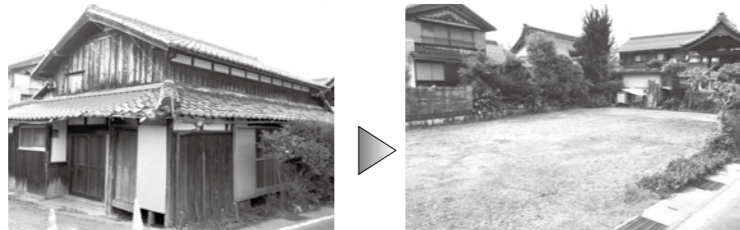
基本的な方針と重点事項(平成29年度)

【方針①】「所有者等の意識の醸成と予防対策の推進」

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提です。
このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の向上を図ります。

◆所有者等に対する啓発など

- ✓ 広報誌、ホームページでの情報発信
- ✓ 固定資産税の納税通知用封筒への情報掲載
- ✓ 空家等の適正管理に関する啓発冊子の作成
- ✓ 相談体制の整備
- ✓ 地域ぐるみで空家等を見守る取り組みの研究・支援



道路に面し、瓦などの落下の恐れがあるため、解体された空家
※瓦などの落下により、他人にけがを負わせた場合、所有者(相続人)や管理者が賠償責任を負うことになります。

【方針②】「空家等および跡地の活用促進」

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を促進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

◆所有者等による空家等の利活用の促進

- ✓ 高島市空き家紹介システムによる移住定住への有効活用
※宅地建物取引業者との連携
※H23年度からH28年度までの実績：登録71件、成約37件

◆国や県の補助金の活用

- ✓ 空き家対策等総合支援事業(国)
(空家等の活用や除却により地域の活性化および課題解決を図る)
- ✓ 滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助
(子育て世帯が空家を取得して行うリノベーションに必要な費用を補助する)

2次元コードを読み取ると、
高島市空き家紹介システム案内の
ホームページが開きます



高島らしさのある住環境を守るため

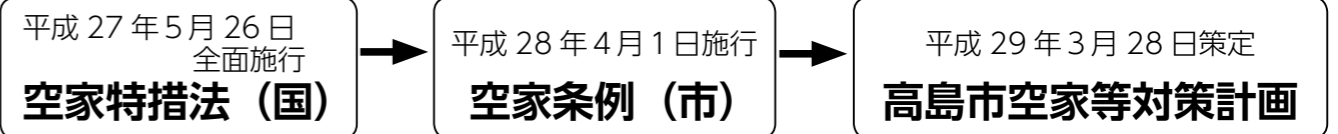
『高島市空家等対策計画』を策定しました!

計画策定の背景

近年、さまざまな理由により使用されていない住宅・建築物が増加しています。特に、管理不十分な空家が全国的な問題となっており、防災・防犯・環境衛生など、地域住民の生活に悪影響を及ぼしているものもあります。

こうした空家問題を解消するため、国は平成27年5月に空家等対策に関する基本方針を定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家特措法」)」を全面施行しました。

市では、平成28年4月に「高島市空家等対策の推進に関する条例(以下「空家条例」)」を施行し、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため平成29年3月に「高島市空家等対策計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。



計画の概要

◆計画期間：平成29年4月から平成34年3月までの5年間

◆対象地区：市内全域

◆対象とする空家等の種類：空家特措法に規定する「空家等」

空家等とは?

空家特措法では「空家等」と「特定空家等」の2つの基準が示されています。

- 空家等
おおむね1年間未使用の建築物または附属工作物とその敷地
- 特定空家等
空家等のうち、放置すれば倒壊等著しく保安上危険なものまたは衛生上有害となるおそれのあるもの、著しく景観を損なっているものなど

